平成２２年（フ）第５６８号
高知市前里359番地２
債務者　大塚　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７０号
高知市上町２丁目４番１号　上町ハイツ203
債務者　沖　　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７９号
高知市高須新町４丁目５番12号　第２山崎マンション３Ｆ－Ｃ
債務者　西岡　　望
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８１号
高知市十津１丁目3634番地53
債務者　酒井　一俊
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８４号
高知市旭町１丁目35番地22　マチレス旭201
債務者　西平　知永
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５号
熊本県人吉市下原田町字荒毛1160番地　原田団地２棟２階１号
債務者　谷口　京子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第３７２号
大分県由布市庄内町五ケ瀬541番地１
債務者　永松　由佳
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４０１号
大分市三佐２丁目６番17号
債務者　工藤　敬太
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４０８号
大分市新町２番１号　ヤマトビル903
債務者　片桐　友枝
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４１１号
大分市曲1495－１、住民票上の住所大分県佐伯市向島２丁目15番23号
債務者　山本　　景
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４１６号
大分県別府市大字鶴見4548番地の340　広美マンションＡ－402号
債務者　中島　　恵
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４２５号
大分市明野東２丁目１番３－98号
債務者　平山さおり
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４３７号
大分市上野丘２丁目８番25号　サンコーポ上野丘201
債務者　渡邊　琴美
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４４９号
大分市大字木上238番地の２
債務者　佐藤　幹彦
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３７９号
宮崎市江平東１丁目４番30号　藤ハイツ203号
債務者　二村　大雄
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０９号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田１丁目３番30号
債務者　三柳　マミ（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３９３号
奈良県北葛城郡広陵町大字南293番地
債務者　松永　幸江
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
奈良地方裁判所